

記載漏れ注意

第五号書式（第二十条関係）(A4)

正	副
---	---

一級  
二級  
木造

建築士事務所登録申請書

(第一面)

〔記入注意〕

- ※印欄は、記入しないでください。
- 登録申請者氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- のある欄は、該当する  の中にレ印を付けてください。
- 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入してください。

※手数料欄

記載漏れ  
に注意

一級 建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は  
 二級  
 木造  
 ません。

日付は必ず記載してください。

法人の場合は、法人の代表社  
 印（登録印）、個人の場合  
 は、私印、自署の場合は省略  
 可

平成 27 年 6 月 25 日

登録申請者氏名 株式会社〇〇建設 代表取締役 長崎 太郎 印

長崎県指定事務所登録機関  
 一般社団法人 長崎県建築士事務所協会会長 殿

建 事 務 所	名 称	かぶしきがいしゃ まるまるけんせつがいしゃ いっきゅうけんちくしむしょ 株式会社 〇〇建設会社 一級建築士事務所
	所 在 地	〒850-0861 長崎県長崎市江戸町2番13号 電話 (095) 824-1111 FAX (095) 824-2222
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級建築士事務所
登 録 申 請 者	個人であるとき 氏 名	建築士 の 資 格  一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>
	法人であるとき 名 称	かぶしきがいしゃ まるまるけんせつがいしゃ 株式会社 〇〇建設会社
建 築 士 事 務 所 を 管 理 す る	住 所	〒850-0861 長崎県長崎市江戸町2番13号
	氏 名	ながさき いちろう 長崎 一郎
	一級建築士、二級建築士 又は木造建築士の別	一級建築士
現 及 び	登録年月日	平成 21 年 11 月 19 日
	登録番号	登録番号 1 2 3 4 5 6 登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築 士の場合)
新 規 更 新	登録年月日 及び登録番号	平成 22 年 8 月 1 日 長崎県知事登録 第 1 2 2 0 2 2 号
	※登録年月日 及び登録番号	修了証番号 〇〇-〇〇〇〇〇〇 ※番 査

個人の場合、チェッ  
ク漏れに注意

二級または木造の場合  
登録都道府県名を記載  
する

第六号書式（第二十条関係）(A 4)

添付書類(イ) 業 務 概 要 書

〔記入注意〕

1 最近のものから順次記入してください。

注 文 者	建築物所在地都道府県名	建築物の名称及び用途	構造及び規模	業務内容	期 間
○田×雄	長崎県	○田ビル事務所	鉄骨造 3階建て延べ500㎡	設計及び 工事監理	H21. 12. 1 H22. 6. 30
△川◇郎	長崎県	△川邸 専用住宅	木 造 2階建て延べ125㎡	設計及び 工事監理	H21. 9. 30 H21. 12. 2
㈱CD物産	長崎県	CDビル 物販店舗	鉄骨造 8階建て延べ5000㎡	定期調査 報告	H21. 4. 1 H21. 6. 30

1. 記載する業務内容は、建築士事務所として依頼を受けた建築士法第23条1項に記載された業です。

- ・ 設計
- ・ 建築工事契約に関する事務
- ・ 建築物に関する調査若しくは鑑定（耐震診断、定期報告調査等）
- ・ 建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく代理

2. 「新規」の場合は、白紙になります。

3. 業務数が多い場合には、直近の業務から用紙1枚に収まる分だけでよい。





登録申請者と管理  
建築士が異なる場  
合はそれぞれ作成

添付書類(ロ)

略 歴 書 (登録申請者)  
(管理建築士)

「個人の印」

〔記入注意〕

- 1 氏名の記載を自署を行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 3 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏名	長崎 一郎	印	長崎	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日	
建築士の資格	一級建築士	<input checked="" type="checkbox"/>	登録番号	123456	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	二級建築士	<input type="checkbox"/>				
	木造建築士	<input type="checkbox"/>				
	なし	<input type="checkbox"/>				
学歴	年月日	学校名及び学科名		卒業・終了・中退の別		
	昭和〇年〇月〇日	〇〇大学工学部建築学科		卒業		
職歴	期間	勤	職名	現在在籍する事務所名まで記載する。 新規の場合に記載漏れ多い		
	年月～年月					
	H〇年〇月～ 現在			株式会社 〇〇建設	取締役・設計部長	
	H〇年〇月～ H〇年〇月			株式会社 〇〇建設	設計主任	
	H〇年〇月～ H〇年〇月	株式会社 〇〇建設	設計担当			
				最終学歴終了後からの経歴を記載する		

第六号書式（第二十条関係）(A4)

添付書類(ハ)

登録申請者（営業に  
人（法定代理人が法人  
人である場合における  
誓約します。

日付は必ず  
記載してく  
ださい

約 書

同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理  
員を含む。）及び登録申請者が法人  
員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを

平成27年 6月25日

登録申請者の氏名又は名称 株式会社 ○○建設  
代表取締役 長崎太郎 (署 印 者)

長崎県指定事務所登録機関  
一般社団法人 長崎県建築士事務所協会会長 殿

記

法人の場合は、法人の代表者の印  
(登録印)

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 成年被後見人又は被保佐人
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 5 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 6 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となった事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 7 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（4に該当する者を除く。）

〔記入注意〕

- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 3から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

## 事務所の付近見取図

- 地図を添付し、事務所をマーキングすること。
- 申請者が作図する場合は、最寄りの駅、道路、目標物などを記入して事務所の位置を明示すること。

< N >



< S >

事務所内外の写真

どちらかにチェックを入れて下さい

事務所形態	<input checked="" type="checkbox"/> 単独事務所	<input type="checkbox"/> 住居兼用事務所
事務所別	<input checked="" type="checkbox"/> 市街化区域	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域(※2)
	<input type="checkbox"/> 区域区分非設定都市計画区域	<input type="checkbox"/> 都市計画区域外
用途地域	<input type="checkbox"/> 第一種低層住居専用地域(※3)	<input type="checkbox"/> 第二種低層住居専用地域(※3)
	<input type="checkbox"/> 第一種中高層住居専用地域(※3)	<input type="checkbox"/> 指定なし
	<input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の地域( 商業地域 ) ←具体的な用途地域を記入すること	

いずれかにチェックを入れて下さい

●事務所のある建物の外部写真(全景)

・いずれかにチェックを入れて下さい  
 ・「上記以外の地域」のときは、用途地域を記載して下さい

建物の全景が入った写真を添付して下さい

●建物の外部写真：①更新にあつては、標識が掲示(記載事項が判断できるもの)されているもの。(標識は、公衆の見易い場所である外部の入口周辺に設置して下さい。事務所がビルの一室の場合は、共用廊下部分に掲示する。)②新規登録の場合は、登録通知後に標識を掲示した写真を追加提出して下さい。(写真の裏に開設者名と登録番号を記入して下さい。)

《注意事項》

- ・新規のときは、写真添付不要(登録後、速やかに標識を作成し、写真添付)
- ・標識の掲示状況(記載事項が判断できるもの)のわかる写真を添付する
- ・テナントビルの場合は、1階等にあるテナント案内図等の写真も添付してください(特に新規等での確認が必要な場合)

※1：公営住宅法第26条3により、公営住宅での登録は認められません。  
 ※2：市街化調整区域の違反建築物は、事務所の登録はできません。市街化調整区域内に建築士事務所を設ける場合には、事務所を設けることが適法であることを証する書類を添付してください。  
 ※3：第一、二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域には、単独事務所及び建物の1/2を超えかつ50㎡を超えた住居兼用事務所は認められません。第一、二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域に建築士事務所を設ける場合には、事務所を設けることが適法であることを証する書類を添付してください。  
 ※4：上記1から3に違反して建築士事務所の登録を受けた場合は、建築士法に基づく建築士の懲戒処分、建築士事務所の監督処分を受ける場合があります。

必ずご確認ください!

## 事務所内外の写真

### ●事務所の内部写真1

○管理建築士が事務所に勤務している写真を貼付して下さい。  
(顔がわかるもの)

#### 《注意事項》

- ・管理建築士の写真は、事務所で撮影して下さい
- ・不自然でも管理建築士は、顔が分かるようカメラ目線  
(正面向き)で撮影して下さい

### ●事務所の内部写真

## 管理建築士の専任に関する誓約書

私は、建築士法第24条第1項に規定される専任の管理建築士として同法第24条第3項の業務を遂行することを誓約いたします。

日付は必ず記載して下さい

平成27年 6月25日

長崎県指定事務所登録機関  
一般社団法人 長崎県建築士事務所協会会長 様

管理建築士個人の印  
自署なら不要（コピーは不可）

管理建築士氏名 長崎 一郎

長印  
崎

## 管理建築士の専任に関する証明書類

建築士法第24条により、建築士事務所(一級、二級、木造)はそれぞれ専任の建築士(一級、二級、木造)が管理しなければなりません。専任とは原則として、事務所に常勤し、休日等を除いて、通常の勤務時間はその事務所に勤務していることです。次の事項に該当する場合は、管理建築士とは認められません。

- ①住所と事務所所在地が著しく遠距離で通勤が不可能なもの。  
(住所と事務所所在地を確認するため、管理建築士の住所が分かる公的書類の写しを求める場合があります。)
- ②他の法令(建設業法、宅地建物取引業法等)により、専任になっているもの。(同一所在地で同一開設者の事務所では兼任できる場合もあります。)
- ③建設業法の技術者(主任、監理)として、特定の工事現場に常駐しているもの。
- ④他の業務等(他の会社への勤務、他の営業等)で専任に近い状態にあると認められるもの

○管理建築士の専任について証明するため、次に掲げる書類を添付して下さい。

管理建築士の専任に関する証明書	<ul style="list-style-type: none"><li>○次に掲げる書類のうちのいずれか一つ</li><li>(1)登録申請日の6ヶ月前まで他の事業所等に勤務していた場合<ul style="list-style-type: none"><li>ア 前職場の退職証明書</li><li>イ 雇用保険被保険者離職票の写し</li><li>ウ その他知事が必要と認めるもの</li></ul></li><li>(2)その他(以前から現在の勤務先である場合)<ul style="list-style-type: none"><li>ア 健康保険被保険者証の写し(事業所所在地及び事業所名が記載されているもの)</li><li>イ 雇用保険証の写し</li><li>ウ 住民税の特別徴収額通知書(事業者あてのもの)</li><li>エ 確定申告書の写し(自営のもの)</li><li>オ 所得証明書(自営のもの)</li><li>カ その他知事が必要と認めるもの</li></ul></li></ul>
-----------------	--

上表のいずれかの添付資料により  
管理建築士の専任性を確認する

新規の場合

更新の場合

事務所 整備報告書

様式第6号

・整備が完了しているものについて、整備状況に○を記入して下さい。※は必ず整備しなければなりません。

	新規登録の場合	整備状況	更新登録の場合	整備状況	左記以外に必要と認められる整備	整備状況
1. 事務室等	①建築士事務所標識の掲示スペース(法24条の5)	※	①建築士事務所標識の掲示	※ ○	新規・更新	
	②建築主に対する書類の閲覧スペース、閲覧台、椅子の設置(法24条の6)	※	②同左	※ ○		
	③管理建築士の建築士免許証の掲示		③管理建築士の建築士免許証、建築士事務所登録済証の掲示	○		
2. 器具等	①電話		①同左	○	①カメラ	
	②ファックス		②同左	○	②製図台、パソコン	
	③事務机		③同左	○	③測量機器	
	④設計図書保管庫、契約書等保管庫、本棚		④同左	○	④コピー機	
3. 書籍等	①基準関係法令書(建築基準法、建築士法、都市計画法、宅地造成等規制法、消防法、省令、条例、細則等)		① 同左	○	①構造計算基準、同解説▲	
	②工事標準仕様書、同解説(建築、電気、管)		② 同左	○	②建築設計資料関係図書 ③建築関係 JIS 要覧 ④積算関係資料(物価等)	
	③主要業務地の都市計画図		③ 同左	○	⑤主要業務地地図(1/2500~1/5000) ⑥主要業務地の住宅地図	
	④業務報酬基準(H21.1.7 国交省告示第15号)		④同左	○		
4. 記録等	①帳簿(契約内容、従事建築士氏名、委託業務等)(法24条の4)	※	①同左(記入保存) 各事業年度の末日より15年間保存	※ ○		
	②設計図書(法24条の4)		②同左(記入保存) 作成日より15年間保存	※ ○		
	③契約書(四会連合協定)、委託書(法24条の8)		③同左(記入保存)	※ ○		
	④業務基準及び約款		④同左	○		
	⑤設計記録台帳(依頼内容・条件・打合せ・説明・確認事項)		⑤同左(記入保存)	○		
	⑥工事監理計画書		⑥同左(記入保存)	○		
	⑦工事監理日誌		⑦同左(記入保存)	○		
	⑧工事監理報告書(法24条の4)		⑧同左(記入保存) 作成日より15年間保存	※ ○		
	⑨所属建築士名簿及び経歴書		⑨同左	○		
	⑩給与簿		⑩同左(記入保存)	○		
	⑪出勤簿		⑪同左(記入保存)	○		
5. その他						

・木造建築士事務所は、▲の整備を省略することができます。